

船舶事故調査報告書

平成23年12月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 石 川 敏 行

事故種類	火災
発生日時	平成23年6月6日 12時30分ごろ
発生場所	高知県宿毛市沖ノ島西方沖 宿毛市所在の土佐沖ノ島灯台から真方位286° 8.0海里付近 (概位 北緯32° 44.6′ 東経132° 23.5′)
事故調査の経過	平成23年6月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十八妙 ^{みょうせい} 聖丸、19トン MZ2-3074（漁船登録番号）、有限会社高山漁業 15.95m (Lr) × 3.89m × 1.40m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数160、昭和62年10月8日
乗組員等に関する情報	船長 男性 69歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成21年6月5日 免許証交付日 平成21年6月5日 (平成26年6月4日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	全損（沈没）
事故の経過	本船は、船長ほか乗組員6人（全員フィリピン共和国籍）が乗り組み、上架して船体及び機関の整備を行うため、宮崎港に向けて沖ノ島西方沖を航行中、平成23年6月6日12時30分ごろ機関室から出火し、間もなく主機が、続いて発電機が自然に停止した。 船長は、救命いかだを降下し、機関室の密閉消火を試みたが、消火できず、13時10分ごろ救命いかだでの避難を乗組員に指示したのち、海上保安庁に通報した。 船長及び乗組員全員は、15時00分ごろ近くを航行中の引船に救助されたのち、17時15分ごろ来援した巡視船に移乗し、宿毛港に搬送された。 本船は、その後到着した巡視船により、消火活動が行われたが、転覆したのち、翌7日10時26分ごろ沈没した。
気象・海象	気象：天気 霧、風 ほとんどなし 海象：海上 平穏
その他の事項	本船は、平成23年3月11日、主機シリンダカバー開放掃除、燃料弁取替え、燃料ポンプ開放整備等を行ったのち、本事故発生まで燃料が漏れて発する異臭はなかった。

	<p>本船は、平成23年5月13日ごろから配電盤の接地灯が点滅するようになったため、上架後点検修理を予定していた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 なし</p> <p>本船は、沖ノ島西方沖を航行中、機関室内の電気系統の漏電により、発熱又は短絡したことから、出火して操舵室に延焼した可能性があると考えられるが、本船が沈没したことから出火に至る経過を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が沖ノ島西方沖を航行中、機関室から出火したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電線が束になっている箇所は、発熱するので、配電盤や電線の触手点検、目視点検を励行し、変色した電線は早期に取り替えること。 ・定期的に電気系統の絶縁抵抗を測定して漏電の有無を確認すること。 ・電線が構造物その他と接触しないように注意すること。 ・初期消火が困難と判断した場合、救命いかだの準備及び海上保安庁への通報を速やかに行うこと。 ・ふだんから緊急事態に備えて火災訓練を実施しておくことが望ましい。 	